

11-(1)	外国人技能実習制度の期間延長
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令 技能実習生の入国・在留管理に関する指針
要望の具体的内容	<p>技能実習期間(1号及び2号、合計3年)が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設すべきである。その際、技能実習生は、専門職として技能検定に合格したものに限定し、また、実施機関についても、当該実習生が1号及び2号で技能を修得した同一の機関でかつ新たに創設する優良機関認定制度で優良と認められた機関(企業単独型及び団体監理型とも)に限定するものとする。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。特に、わが国企業のアジア諸国をはじめとする国際展開の活発化に伴い、現地で雇用した技能者の技能向上のため、外国人技能実習制度を活用する事例が増えている。</p> <p>一方、2009年の入管法改正により新たに在留資格「技能実習」が創設され、①技能実習生への1年目からの労働関係法令の適用、②実習実施機関等による技能実習生に対する講習(日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義など)の義務化、③監理団体による実習実施機関に対する指導、監督及び支援体制の強化、④重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の3年から5年への延長等の適正化措置が講じられている。</p> <p>外国人技能実習制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、上記①～④による適正化措置とともに、優良な受入機関や実習生に対する優遇措置を導入することにより、制度運用の適正化に向けたインセンティブを高めていくべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局